

経営事項審査に関する研究

東京大学 学生員 山下哲一

東京大学 正員 渡邊法美

東京大学 正員 國島正彦

1. はじめに

我が国の建設業界全体を、①同業同格同地域における管理された競争、②話し合いによる受注調整、③予定価格、④工事完成保証人、⑤前払金、⑥天下りによる人材活用、⑦コンサルタント業務の建前と実態の乖離という7点セットで認識できていると考えている。本研究では、①同業同格同地域の管理された競争、に影響を与えている資格審査、その中の経営事項審査の現状と問題点の幾つかを明らかにし、その改善策を考察した。

2. 経営事項審査の位置付け

指名競争入札制度のフローを示すと図2. 1のようになる。

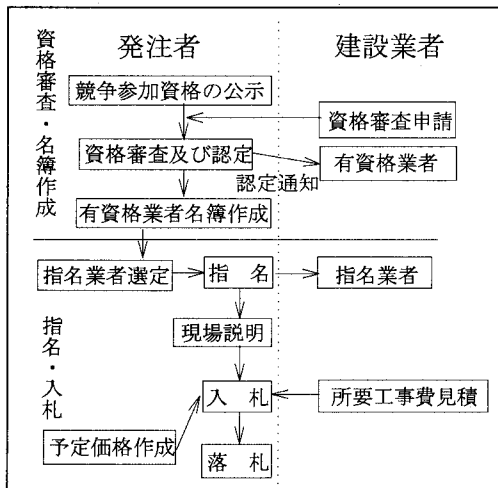


図1 指名競争入札制度のフロー

このフローの中の資格審査は、客観的事項と主観的事項から審査されるが、この客観的事項に相当するものが、経営事項審査である。

3. 経営事項審査の歴史

経営事項審査は、昭和25年「建設業事前資格審査要領」及び「入札合理化案による工事能力審査のための採点要領」が定められ、その原型ができ、昭和36年5月、「建設業者の経営に関する事項の審査」として建設業法に明文化された。

4. 経営事項審査の算定式

現在の経営事項審査評点(X)の算定式は以下に示すようである。

$$X = X_1(1 + \frac{1}{70}X_2 + \frac{1}{40}Y + \frac{1}{55}Z)$$

X_1 ; 希望工事種類別年間平均完成工事高

X_2 ; 自己資本評点+職員数評点

Y ; 経営状況分析総合評点

Z ; 技術職員評点+営業年数評点

5. 経営事項審査の問題点

経営事項審査の問題点を考察すると以下の点にあると考えられる。

①技術者の評価が適切でない

②建設技能労働者の重層下請化を促進している

③ペーパーカンパニーの経営とする方が評点として有利である

この問題点をケーススタディにより検証した。

6. 経営事項審査のケーススタディ

資本金2500万円、完成工事高6億円、自己資本額6000万円、職員数15人、技術職員数9人(1級4人、2級5人)、営業年数20年、経常利益1200万円の建設業者を仮定する。この建設業者の経営事項審査評点は337点である。

6. 1 ケーススタディ1(技術者の評価)

この建設業者で、事務職員6人は固定し、1級・2級技術職員の構成を変化させた。結果は図6. 1に示すように、技術者の資格取得内容を変えても評点が変わらない部分があることが分かる。

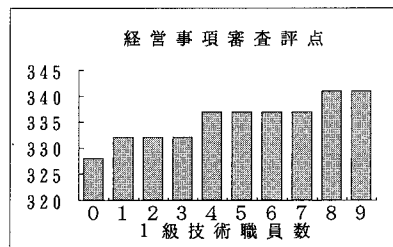


図2 ケーススタディ1

6. 2 ケーススタディ 2（技能労働者）

この建設業者で、建設技能労働者を直接雇用にした際の変化を調べるため、直接雇用者を1人から10人まで増加させた。労働者を1人雇用することにより経費が60万円掛かると想定した。結果は図3に示すように、技能労働者を直接雇用すると評点が減少していく領域があることが分かる。

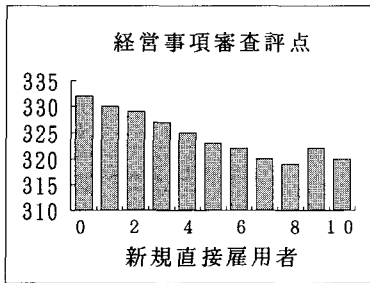


図3 ケーススタディ 2

6. 3 ケーススタディ 3（ペーパーカンパニー的経営）

この建設業者が形態をペーパーカンパニー的の経営に移行した場合の変化を調べるために、技術職員をすべて2級と仮定して、その2級職員数を9人から0人まで減少させた。技術者1人に当たり、経費が300万円削減できると仮定した。結果は図4に示すように、技術職員を減少させると、評点が増加傾向にあることが分かる。

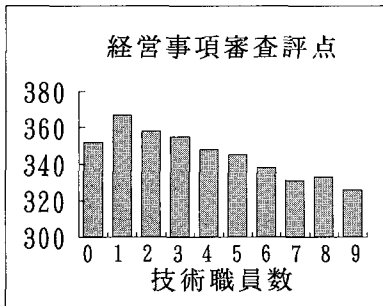


図4 ケーススタディ 3

7. ケーススタディの考察

この試算の結果から以下のことが明らかとなった。

- ①技術職員の構成を変化させても経営事項審査評点に変化しない領域がある。
- ②技能労働者を直接雇用にすると評点が減少する。

- ③ペーパーカンパニーへと経営形態を変化させることが高い評点を得るために有利である。

8. 経営事項審査制度の改善策

改善策として以下に示す事項が考えられる。

- ①技術者評点を区分ではなく、比例式で算定する。
- ②労働者を直接雇用とした場合にプラスの評点とする。
- ③経営事項審査評点を求める算定式を以下のような線形式へ変更する。

$$\text{経営事項審査評点} = aX_1 + bX_2 + cY + dZ + eW$$

X_1 ：完成工事高評点

X_2 ：自己資本評点＋職員数評点

Y ：経営状況分析総合評点

Z ：技術職員評点＋営業年数評点

W ：建設技能者評点 a, b, c, d, e ：重み

9. おわりに

現行の経営事項審査評点の算定式には、本論文で示したような改善すべき問題点がある。現在、経営事項審査制度の見直し行われているが、ここで提案した事項を考慮して制度の改革を行うことが建設業者の健全な育成のために大切であると考えられる。

参考文献

- 1) 公共工事契約実務研究会；
「公共工事契約実務の基礎」 1992年
(株) 建設総合サービス
- 2) 建設大臣官房地方厚生課；
「建設省工事契約実務要覧」 1993年
(株) 新日本法規出版
- 3) 建設省建設経済局；「建設統計要覧」
1993年 (財) 建設物価調査会
- 4) 建設省建設経済局；「建設経済要覧 平成5年度版」 1993年 (財) 建設物価調査会
- 5) 「有価証券報告書」
鹿島建設・清水建設・大成建設